

# 吉見町子育て世代同居増築奨励金

平成29年4月1日スタート！！

吉見町では、子育て世代とその親がともに暮らし、世代間の助け合いを促進する環境を整備するため、子育て世代の方とその親が同居する住宅を増築した場合に奨励金を交付します。

子育て世代の方とその親が同居するために既存住宅(子育て世代又はその親が所有する住宅)を増築(10㎡以上の居住区画)した場合に、最高20万円の奨励金を交付(子育て世代又はその親で、増築工事の契約をした方が申請者になります。)するとともに、奨励金の交付を受けた方に町の特産品等を記念品として贈呈します。

## 対象の子育て世代(次のいずれかに該当すること)

- 中学生以下の子どもを扶養する世帯(住民票で親子関係が確認できること)
- 出産予定のある方がいる世帯(申請日時点で妊娠22週間以後であること)
- 夫婦の双方又はいずれか一方が40歳未満の世帯

## 対象の親(次のすべてに該当すること)

- 子育て世代の世帯主又はその配偶者の1親等の直系尊属
- 吉見町に継続して1年以上居住していること

## 奨励金の額

- 増築価格の5%以内(上限20万円)  
\*千円未満切り捨て このうち、1万5千円(15(いちご))は地域通貨で交付します

## 事業期間等

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

上記期間に住宅を増築し、増築費用の支払いから6カ月以内に申請してください  
奨励金の交付を受けるには、その他にも要件がありますので、詳しくは下記お問い合わせ先までご連絡ください



お問い合わせ  
吉見町政策財政課 TEL0493-54-5026  
吉見町ホームページ <http://www.~~~~~>

●申請方法について 本人以外の方が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。

●交付申請（提出書類）

- (1) 同居増築奨励金交付申請書(様式第1号)
- (2) 子育て世代とその親の親子関係を証明できる戸籍謄本の写し
- (3) 交付対象世帯員全員の住民票の写し(交付申請日前1月以内に発行されたもので続柄及び本籍が確認できるもの)
- (4) 交付対象世帯員全員(子どもを除く。)の住民税の納税(完納)証明書又は非課税証明書
- (5) 子育て世代の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることが分かる書類
- (6) 外国籍である場合は、交付対象世帯員全員が日本国の在留資格を有することを証明する書類
- (7) 交付対象住宅の登記事項証明書(建物表題変更登記が完了したもの)
- (8) 住宅の工事請負契約書の写し
- (9) 増築に要した費用を明らかにできる書類(領収書又はこれに準ずるものの写し)
- (10) 誓約書(様式第2号)
- (11) 現況写真
- (12) 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
- (13) 位置図、建物配置図、各階平面図及び立面図
- (14) その他町長が必要と認める書類等



●交付請求（提出書類）

- (1) 交付請求書(様式第4号)

●同居増築奨励金 Q & A

Q どのような人が同居増築奨励金をもらえるのですか？

A 町にずっと住んでいただける子育て世代で親と同居する方に奨励金を交付します。

Q 離れ家は対象となりますか？

A 対象となりません。母屋で子育て世代と親が同居をすることが要件のひとつです。

Q 今、親と住んでいる家を増築したいのですが、対象になりますか？

A 対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。

Q 親と住む予定の家に収納スペースを増築するのですが、対象になりますか？

A 収納スペースは居住区画ではないためそれだけでは対象となりません。

Q 交付申請は、いつの時点でするのですか？

A 工事が完成し、登記・住民票の異動等が完了の後で、工事の支払いから6カ月以内に申請してください。

Q 年齢要件はいつの時点が基準ですか？

A 申請年度の4月1日が基準となります。

Q 交付申請書類を代理人(建築業者等)が持参しても受け付けてもらえますか？

A 委任状が添付され、申請書類(添付書類含む)が揃っていれば受け付けます。